

J A介護支援貯金規定

1. (預入資格)

この貯金は、要介護者ご本人または要介護者と同居するご家族で当組合に利用申込みをされ、「J A介護支援貯金利用カード」の交付を受けたお客さま（J A介護支援貯金利用カードに記載されている要介護者ご本人および同居のご家族）に限りお預け入れできます。

2. (取扱店舗)

この貯金のお預け入れおよびお支払いは、「J A介護支援貯金利用カード」の交付を受けた店舗に限ります。

3. (お預け入れ限度額)

預入資格のある要介護者ご本人および同居のご家族分とを併せ、500 万円を限度とします。

4. (お預け入れ貯金種類および貯金名義)

この貯金は、期間 1 年のスーパー定期貯金（単利型）（以下、「スーパー定期 1 年もの」といいます。）とします。

なお、この貯金は第 1 条に定めるお客さまの名義に限ります。

5. (少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用)

この貯金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. (適用利率)

- (1) この貯金は、預入日のスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率に 0. 1 %を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

① 6 か月未満	解約日における普通貯金の利率
② 6 か月以上 1 年未満	前項の約定利率×50%

7. (書替後の適用利率)

この貯金を書替える場合（自動継続の場合を含みます。）、書替後の適用利率は書替日当日のスーパー定期 1 年ものの当該貯金金額に対応する店頭表示利率とします。

8. (総合口座)

この貯金は、総合口座の担保とすることができます。

この場合、貸越利率は通帳・証書記載の利率に総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。

9. (預入資格喪失時の取扱い)

- (1) 自動継続型で、預入資格を喪失した場合は自動継続を停止します。
- (2) 預入日以後に、預入日時点での預入資格喪失が明らかとなった場合は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期 1 年ものの当該貯金金額に対応する店頭表示利率を預入日に遡って適用します。

なお、当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率についても同様の取扱いとします。

10. (その他)

この規定に定めのない事項については、別にお渡しするスーパー定期貯金規定（単利型）または自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

以 上
(令和2年3月1日現在)